

(0800001008-0)

市 長		副 市 長		建 設 部 長		財 政 課 長		主 管 課 長		課 長 補 佐		検 査 者		設 計 者	
--------	--	-------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	-------------	--	-------------	--

委 託 番 号				設 計 年 月 日	令和 8 年 6 月 29 日		
委 託 箇 所	明石台地内						
路 線 ・ 河 川 名							
令和 8 年度 富谷市高木街路樹点検業務 富谷市							
工 期	令和 年 月 日			着 工 期 日	令和 年 月 日		
	令和 年 月 日			竣 工 期 限	令和 年 月 日		
業 務 費	円 (消費税相当額 円)				業 務 価 格 円		

< 概 要 >

街路樹点検

高木（ケヤキ） 幹周90cm以上 N = 6 6 0 本

委 託 料 内 訳 表

費目・工種・細別等	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
街路樹点検	式	1			
計画準備	式	1			第1号単価表
簡易点検	本	660			第2号単価表
報告書作成	式	1			第3号単価表
打合せ	式	1			
打合せ等(調査、計画業務)	業務	1			第4号単価表
直 接 費	式	1			
直接人件費	式	1			
直接経費	式	1			
旅費交通費(率分)	式	1			

委 託 料 内 訳 表

費目・工種・細別等	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
電子成果品作成費	式	1			
その他原価	式	1			
業務原価	式	1			
一般管理費等	式	1			
業務価格	式	1			
消費税等相当額	式	1			
業務委託料	式	1			

計画準備 1式当たり単価表						
第1号						
名称 ・ 規格 ・ 条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
技師（A） 8級	人					
技師（C） 4～5級	人					
合 計	式	1				

第2号 簡易点検 660本当たり単価表						
名称 ・ 規格 ・ 条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
現地調査	本	660				第5号単価表
結果整理	業務	1				第6号単価表
合 計	本	660				
単位当り	本	1				

第3号 報告書作成 1式当たり単価表						
名称 ・ 規格 ・ 条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
技師（A） 8級	人					
技師（B） 6～7級	人					
技師（C） 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合 計	式	1				

第4号 SC401010 J01 打合せ等(調査、計画業務) 1業務当たり単価表 P4-1-1						
名称 ・ 規格 ・ 条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
打合せ(業務着手時) 打合せ等(調査、計画業務)	回	1				第7号単価表
打合せ(成果物納入時) 打合せ等(調査、計画業務)	回	1				第8号単価表
合 計	業務	1				
打合せ(業務着手時)の有無A = 01 計上する 打合せ(中間打合せ)回数B = 0			打合せ(成果物納入時)の有無C = 01 計上する 関係機関打合せ協議回数D = 0			

第5号 現地調査 660本当たり単価表						
名称 ・ 規格 ・ 条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
技師（C） 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合 計	本	660				
単位当り	本	1				

第6号 結果整理 1業務当たり単価表						
名称 ・ 規格 ・ 条件	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
技師（B） 6～7級	人					
技師（C） 4～5級	人					
技術員 3級	人					
合 計	業務	1				

第7号 SC401012 J01		打合せ(業務着手時) 1回当たり単価表				打合せ等(調査、計画業務) P4-1-1	
名称 ・ 規格 ・ 条件		単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
主任技師 9～10級		人					
技師 (A) 8級		人					
技師 (B) 6～7級		人					
合 計		回	1				
打合せ区分A = 01 打合せ(業務着手時)							

第8号 SC401012 J02		打合せ(成果物納入時) 1回当たり単価表				打合せ等(調査、計画業務) P4-1-1	
名称 ・ 規格 ・ 条件		単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
主任技師 9～10級		人					
技師 (A) 8級		人					
技師 (B) 6～7級		人					
合 計		回	1				
打合せ区分A = 03 打合せ(成果物納入時)							

積 算 情 報 表

(0800001008-0)

P. 13

項 目	内 容	項 目	内 容
積算区分	委託		
変更回数	当初		
積算基準パターン	41:令和7年度国交省諸経費改訂(消費税10%)R7週休2日補正		
施行主体名	富谷市		
設計書名(1行目)	富谷市高木街路樹点検業務		
設計書名(2行目)			
設計書名(3行目)			
委託箇所	明石台地内		
路線・河川名			
委託番号			
[設計] 種類(電子成果品作成費)	2:その他の設計業務		
[設計] 旅費交通費	1:率計上有り(宿泊、滞在を伴わない業務の場合)【土木設計業務】		
設計年度	令和08年度		
設計年月日	令和08年06月29日		
単価適用日付	令和08年07月01日 (93)		
単価適用地区	01 地区		
着工年月日	令和 年 月 日		
竣工期限	令和 年 月 日		
工期開始	令和 年 月 日		
工期終了	令和 年 月 日		
工期日数	0日		

高木点検業務委託 仕様書

第1章 一般事項

1. 適用範囲

- 1) 本業務は、富谷市が施行する高木点検業務に適用する。
- 2) 本業務は、富谷市契約規則に基づく契約書及び本仕様書、「富谷市街路樹（高木）点検マニュアル」（令和8年5月施工 富谷市建設部都市整備課）に従い履行すること。

2. 用語の定義

- 1) 担当職員
業務を担当する都市整備課の職員をいう。
- 2) 指示
発注者が受注者に対し、業務の履行上必要な事項について示し、実施させること。
- 3) 承諾
契約図書で示した事項について、発注者又は受注者が同意することをいう。
- 4) 協議
発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 5) 報告
受注者が発注者に対し、書面により知らせることをいう。

3. 官公庁等への手続き等

- 1) 受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2) 受注者は、業務の履行にあたり必要に応じて関係官公庁及びその他の関係機関への届出などを遅滞なく実施しなければならない。
(例：道路上で作業する場合は、道路交通法に基づく交通管理者からの道路使用許可を得る)
- 3) 受注者は、届出などの実施にあたっては、担当職員に報告しなければならない。

4. 関係法規の遵守

受注者は、業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

5. 疑義の解決

受注者は、契約に定める事項について疑義を生じた場合には、協議する。

6. 提出書類

受注者は、提出書類を委託契約約款に基づいて、担当職員に提出するものとする。

7. 業務担当者

受注者は、業務担当者を選定するにあたり、次の者を選定すること。

- ① 受注者と直接的な雇用関係を有すること。
- ② 樹木に対する専門的知識を有すること。
- ③ 業務を総合的に把握し、円滑に実施するために、市民対応、安全管理、施工管理等の知識を有し、担当職員との連絡調整を行える者であること。

8. 業務計画書

- 1) 受注者は、業務委託の実施にあたり、作業内容、手順、作業方法、安全対策などについて担当職員と十分調整の上、業務計画書を提出し、これを遵守し業務の履行に当たらなければならない。
- 2) 業務計画書には次の事項について記載すること。
 - ① 業務概要
 - ② 工程表
 - ③ 現場組織表
 - ④ 安全管理（安全訓練等の実施を含む）
 - ⑤ 主要機械等
 - ⑥ 履行方法
 - ⑦ 緊急時の体制及び対応
 - ⑧ 交通管理及び保安上の措置
 - ⑨ その他

9. 現場の工程管理

- 1) 受注者は、工程表に基づき、適正な進捗管理に努めるものとする。
- 2) 作業は、天候、樹木の生育状態などを考慮し、担当職員と調整し進めるものとする。
- 3) 受注者は、工程に変更が生じる恐れのある場合には、承諾を受けるものとする。

10. 業務中の安全管理

- 1) 受注者は、作業にあたって関係官公庁と協議するとともに、「道路工事現場における保安施設の設置基準」を準用し、自動車交通及び歩行者交通に危険が及ばないように十分な安全対策を講じるものとする。

- 2) 受注者は、豪雨、強風、積雪などの荒天時に際しては、天気予報などの情報を把握し、常にこれに対処できるように準備をしておくものとする。
- 3) 作業機械や道具類、ごみ類は、歩行者や通行車両及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理すること。
- 4) 作業に従事する者は、作業に支障のない服装で、必要に応じてヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じるものとする。

1 1. 記録写真

- 1) 記録写真は、以下に示す項目について撮影すると共に、整備・保管し、検査時に提出すること。
 - ① 作業ごとにその内容が確認できる全体写真及び部分写真を撮影したもの
 - ② 現場の看板や保安施設等の設置状況、安全訓練等の安全管理に関わるもの
 - ③ 交通誘導員を配置した場合、その作業状況、配置状況が分かるもの
- 2) 撮影に際しては、以下に示す項目を明記した黒板を用いるものとする。
 - ① 業務委託名
 - ② 撮影場所
 - ③ 作業名
 - ④ 受注者名
- 3) 撮影した写真は、作業種別、作業段階ごとに整理の上、業務完了時に、担当職員に1部提出するものとする。
- 4) 写真は工程表に従い、常に整理しておくものとする。

1 2. 委託の検査

- 1) 受注者は、委託契約約款に基づく検査を受けなければならない。
- 2) 受注者は、検査に必要な図書などについて、担当職員又は検査員の指示に従わなければならない。

1 3. その他留意事項

- 1) 作業上発生した木くず等は、その日のうちに運搬処理すること。
- 2) 本業務実施中に第三者に与えた損害及び借料等は、受託者の負担とする。
- 3) 受託者は、作業の実施にあたり、随時、報告を行うなど担当職員と密接な連絡を保ち、後日業務に手戻りのないよう十分注意すること。

第2章 業務内容

1. 業務の目的

本業務は、「富谷市街路樹（高木）点検マニュアル」（令和8年5月富谷市建設部都市整備課）に基づく業務であり、不健全な街路樹を早期に発見することにより、樹木による事故を未然に防止することを目的としている。

土地区画整理事業にて植栽された高木は、緑豊かな景観を形成している一方で、大径木化・老朽化した街路樹が内部の腐朽により突然倒伏する事例が発生している。このような事故を未然に防ぎ、良好な道路環境を維持管理していくための管理作業である。

2. 業務の内容

1) 街路樹点検

当該業務は、「富谷市街路樹（高木）点検マニュアル」に基づき街路樹点検（簡易診断）を実施するもの。（図1の赤枠に該当）

①計画準備

- ・樹木医（一般社団法人 日本緑化センター認定）は、現地点検作業に従事する作業員に指導を行うこと。
- ・点検人員を確保し点検スケジュールを作成する。点検は、測定、記録を分担することで効率的な作業を行うことができることから、複数人で行うこと。
- ・点検に必要な用具を準備する。

〈用意するものの参考例〉

コンベックス、カメラ、木槌、鋼棒、ガムテープ、筆記用具、記録記入用紙、場合によってはナイフやバールなど。

②簡易点検

指示のあった路線の街路樹について簡易診断を行い異常のある樹木を抽出する。

〈樹木形状の把握方法〉

- ・幹周りについては、根元の上端より1.2m上の位置を測定する。この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が2本以上の樹木の場合においては、おのこのの周長の総和の70%をもって幹周りとする。

〈点検の視点と調査票への記入方法〉

- ・「富谷市街路樹（高木）点検マニュアル」および「倒伏対策の手引き 第二版」（国土技術政策総合研究所 平成31年）の簡易診断に基づき行う。
- ・病害部等問題のある箇所にとらわれることなく、全体的な姿や周囲との状況も含めて、事故につながると判断できる何らかの異常を発見した場合には、様式にとられず記録し報告すること。
- ・緊急対応の必要性がある街路樹や不自然に枯損している街路樹が見つかった場合については、担当職員に直ちに連絡すること。

〈写真撮影方法〉

- ・作業状況は路線ごとに1本程度を撮影する。
- ・問題がある箇所については、局部写真を撮影するとともに問題の状況を明記すること。

例) キノコ，空洞，腐朽など各症状につき，最低一箇所を標準に撮影する。

③報告書作成

点検結果等を所定の様式に整理し，報告書を作成する。(様式1 樹木点検表)

3. 成果品

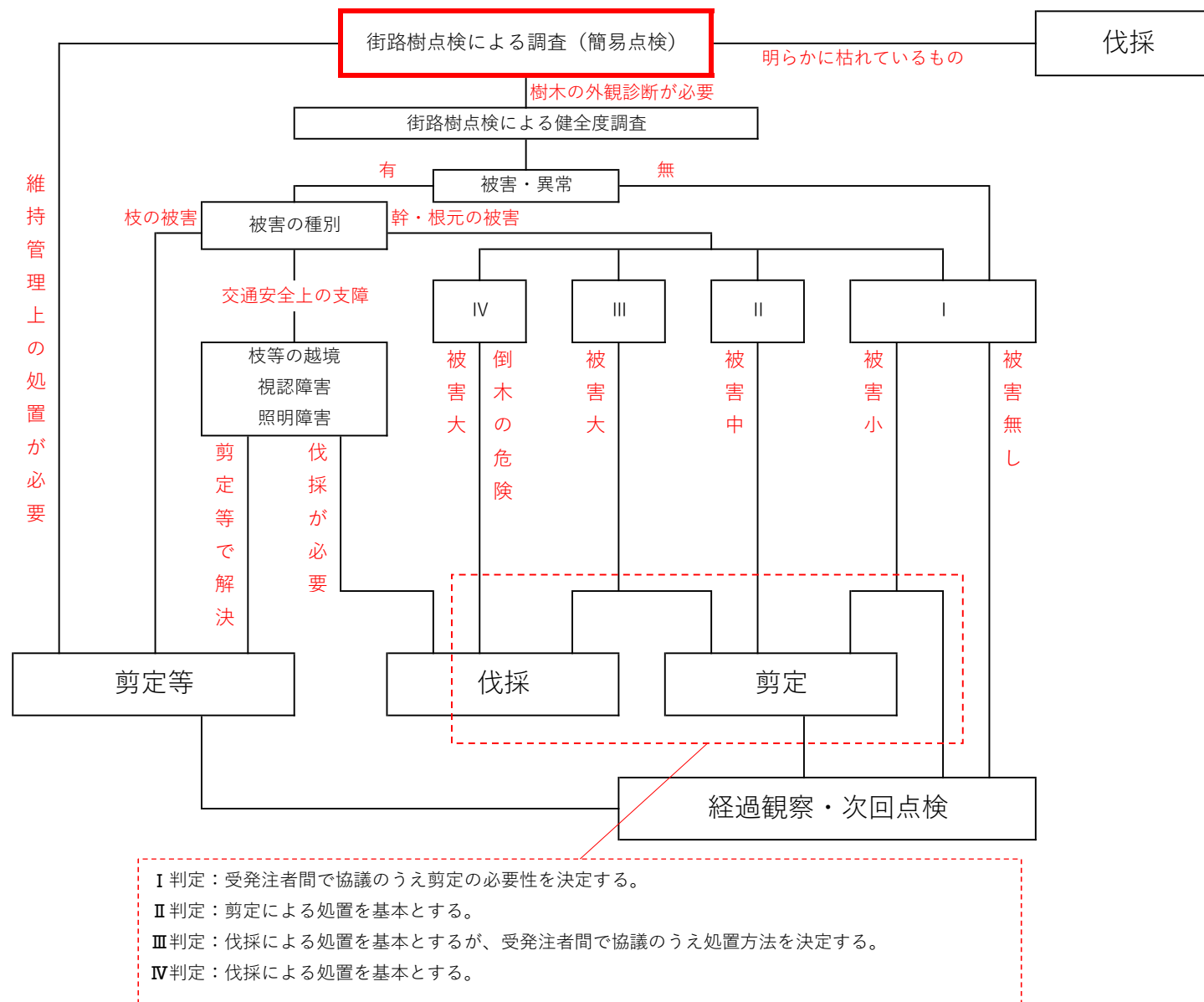
本業務の成果品は，次のとおりとする。

- | | | |
|---|-----------|----|
| ① | 報告書 | 2部 |
| ② | 記録写真 | 2部 |
| ③ | ①～②の電子データ | 2部 |

4. 履行期限

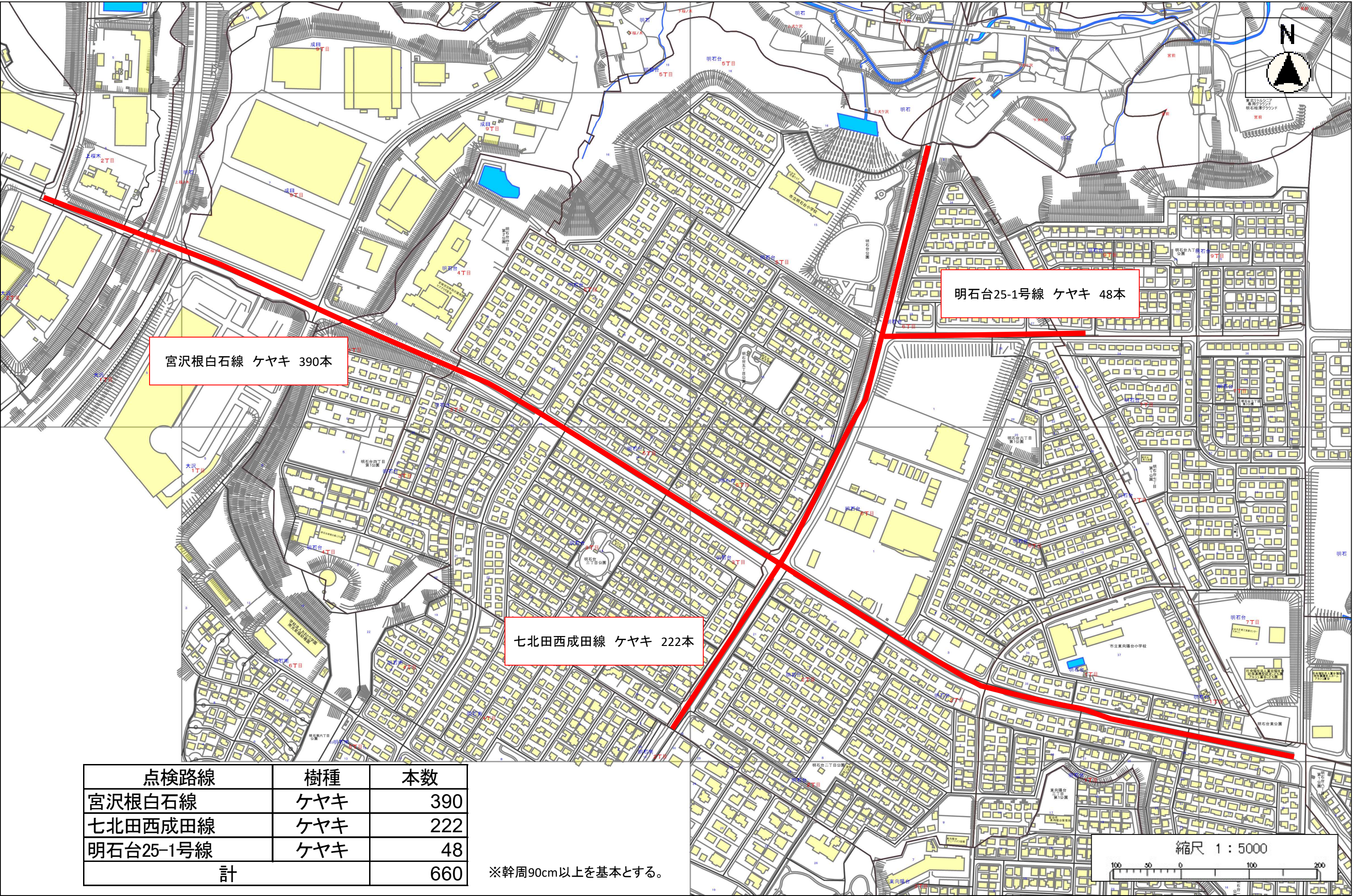
本業務の履行期限は，令和 年 月 日とする。

図1 街路樹健全度調査 基本の流れ



(様式1)

[illegible]



富谷市街路樹（高木）点検マニュアル

令和8年5月

富谷市建設部都市整備課

I 街路樹（高木）点検および健全度調査について

1. 目的と必要性

街路樹（高木）点検および健全度調査とは、不健全な樹木を早期に発見し適切な処置を施すことにより、樹木による事故を防止することを目的として行うものである。

土地区画整理事業にて植栽された高木は、緑豊かな景観を形成している一方で、令和8年4月12日に市道七北田西成田線のケヤキが倒木する事故が発生するなど、太径木化・老朽化した街路樹が内部の腐朽により突然倒伏する事例が発生している。このような事故を未然に防ぎ、良好な道路環境を維持管理していくために必要である。

2. 街路樹（高木）健全度調査における基本の流れ

図1「街路樹健全度調査 基本の流れ」に示す。

3. 年次計画の策定と結果報告について

健全度調査に先立ち点検対象木及び路線毎の年次計画を定め、調査を実施する。年次計画の策定にあたっては現場条件や植栽状況等を考慮するとともに随時見直しを行うものとする。なお、街路樹（高木）点検については、全対象路線を5～10年の周期で点検することを標準とする。

Ⅱ 街路樹（高木）点検について

1. 点検対象木

①樹種

- ・ 調査樹種…全樹種

特に調査すべき樹種（ケヤキ、ハルニレ、マツ、イチョウ、ユリノキ、トウカエデ、このほか以前倒木や腐朽があった樹種）

②樹木の太さ

- ・ 胸高直径おおむね 30cm 以上（幹周 90cm 以上）の街路樹を標準とする。

2. 点検する時期

樹木の性質やこれまでの調査結果により、点検すべき時期を設定する。一般的に次のいずれかの時期に実施することが効果的である。

- ・ 6 月（梅雨）…腐朽の兆候であるキノコの観察が容易な時期、葉が出揃い枯枝が見つけやすい時期、台風シーズン前であり落枝や倒木などの事故を未然に防止するのに効果的な時期

- ・ 9 月（秋雨）…腐朽の兆候であるキノコの観察が容易な時期。
落葉樹の点検を落葉後に行う場合は、葉がなくなるため樹木の幹や大枝等の状態が見やすくなるが、枝の枯損状態がわかりにくくなるため注意が必要である。

3. 点検方法

本マニュアルに基づく点検は、打診音異常、病虫害など判定に専門知識が必要な項目を調査項目としていることから、樹木医の資格を持ったものが点検者に必要な指導を行ったうえで実施するものとする。

①準備

点検人員を確保し点検スケジュールを作成する。点検は、測定、記録を分担することにより効率的な作業を行うことができることから複数人で行うこと。

〈用意するものの参考例〉

コンベックス、カメラ、木槌、筆記用具、記録記入用紙、場合によってはナイフやバール、ピンポール

②点検の手順及び視点

原則的に『倒伏対策の手引き 第二版』（国土技術政策総合研究所 平成 31 年）に記載されている「第 3 章 簡易診断」および「第 4 章 樹木健全度調査」の手法・評価基準を準用する。点検の結果は「点検調査票」（資料-1）および「点検カルテ」（資

料-2) に記録し、病外部等問題のある箇所にとらわれることなく、全体的な姿や周囲との状況も含めて、事故につながると判断できる何らかの異常を発見した場合には、上記様式にとらわれず記録すること。

③外観診断の写真撮影方法

- ・ 毎木撮影
- ・ 異常があった場合は問題が把握できようその局部写真を撮影する。

④点検調査票の作成

診断後は、各項目の診断結果、外観診断判定結果等をする。

※キノコや腐朽等が見られる場合は位置を記入する。また、写真欄に樹木の全景写真及び異常部の写真を添付し、腐朽、開口空洞などの異常がある部位や樹形の異常、樹幹傾斜等の状態がわかるように該当箇所を示す。

5. 健全度の判定基準（健全度調査を行った際に判定）

点検実施した街路樹（高木）に対し、被害程度・緊急性に応じた対応方針を明確化するため、点検の結果を危険度ランクⅠ～Ⅳに区分し対応方針を検討する。

表 1：危険度ランクの概要

危険度 ランク	被害程度	状況	対応
Ⅰ	被害無し 被害程度：小	被害なし	通常管理の継続
Ⅱ	被害程度：中	腐朽等の被害・異常があるが 危険性は低い	経過観察・剪定
Ⅲ	被害程度：大	すぐに倒伏する危険性は低い が、強風等の圧力がかかった 場合に倒伏の可能性がある。	伐採・剪定
Ⅳ	被害程度：大 (倒伏危険性：高)	完全に枯死・揺れが大きい等 倒伏の危険性が高い。	速やかに伐採

街路樹（高木）点検の健全度判定基準を表 2 に示す。

表 2 街路樹点検 健全度判定基準（参考資料 p. 1-37～p1. 53）

ランク		I	II	III	IV
倒伏の危険性		—	—	低	高
被害状況	被 樹勢・樹形	2 以下	3	4	5
	傾斜	右記以外	小（傾き 10 度以下、傾き 10 度以上・安定した状態）	大（傾き 10 度以上・進行のおそれ）	大（傾き 10 度以上・不安定な状態）
	空洞	右記以外	芯未達 1/5 以上	芯未達 1/3 以上	
	腐朽	剪定痕等処置不要な腐朽	腐朽範囲 1/3 以下	腐朽範囲 1/3 以上	
	鋼棒貫入	右記以外	芯達	内部の広い腐朽が推測	
	キノコ	右記以外	右記以外の子実体発生（枯損部以外）	ベッコウタケ・コフキタケの発生	
	樹皮欠損・枯死	右記以外	樹皮欠損 1/3 以下	樹皮欠損 1/3 以上	
	打診音異常	右記以外	有	広範囲・異常音明瞭	
	病虫害（がん種・穿孔虫等）	右記以外	病虫害有り	病虫害（大）	
	根の被害	軽微で処置不要なもの	露出痕切断腐朽（小）等	露出根断面の腐朽 露出根皮全面枯死	
	揺らぎ	右記以外	揺れ（小）	揺れ（中）	揺れ（大）
	その他	右記以外	亀裂（小） 枯枝・危険枝（小）	亀裂（大） 枯枝・危険枝（大）	
必要な処置		通常管理	経過観察 剪定等	伐採 剪定	伐採 （速やかに実施）

※Ⅱ・Ⅲ判定の樹木に関して、必要に応じて詳細診断や有識者への意見徴収を行い、回復措置の実施や処置方法について検討する。

■揺れの程度

危険度	状態（幹周 90cm 程度以上のもの）
小	押した際のわずかな揺動
中	押した際に上部が揺れる
大	根元から全体が大きく揺れ、押すのをやめても揺れがしばらく残る状態。 地際と土の間に隙間ができるような揺れ。 支柱で支持できない状況。

6. 点検時の健全度による処置方法

点検の結果、被害が確認された場合、表 2 の通り危険度ランクを設定する。被害状況・危険度ランクに応じ、図 1 のフローに従って処置方針を決定する。処置の基本方針は表 1 に記載の通りとする。

7. 街路樹の根上りに関する情報共有について

調査によって、街路樹の根上りが発見された場合、場所や状況などについて道路管理者と情報共有を図る。

○参考文献

- ・東京都建設局公園緑地部「平成 26 年度 街路樹診断マニュアル」
- ・東京都建設局公園緑地部「令和 3 年度 街路樹診断等マニュアル」
- ・国土交通省関東地方整備局東京国道事務所「街路樹点検マニュアル」
- ・国土技術政策総合研究所「倒伏対策の手引き 第二版」

街路樹（高木）点検 年次計画表

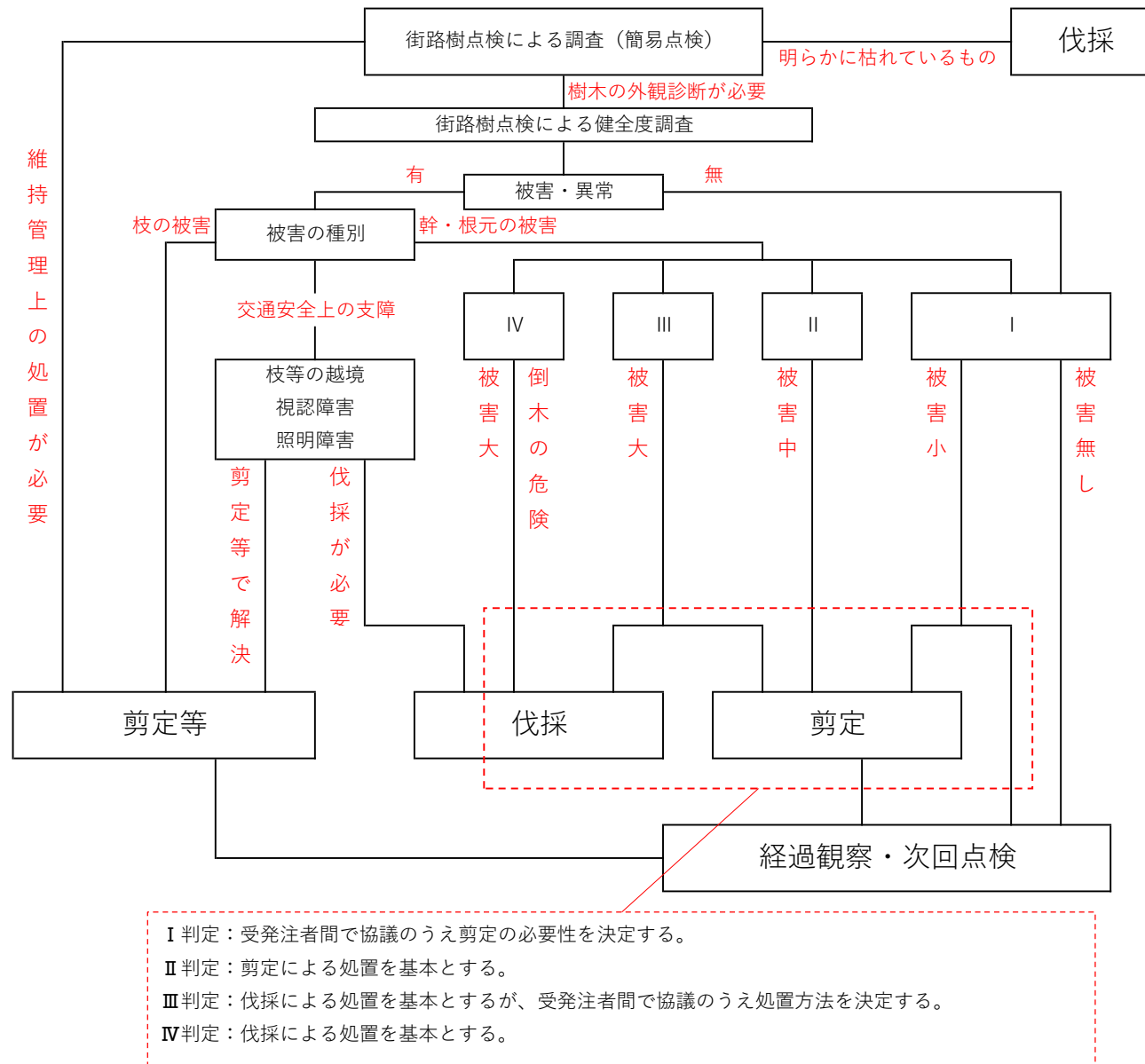
路線番号	路線	樹種	R8	R9	R10	R11	R12	優先度	本数/路線	備考
78	太子堂12-1号線	ハクモクレン							39	
101	東向陽台12-4号線	ハナミズキ							18	
101	東向陽台12-4号線	コブシ							13	
102	東向陽台12-5	ライラック							14	
135	富ヶ丘13-1	サザンカ							8	
136	富ヶ丘13-2	サザンカ、ハナミズキ							20	
139	富ヶ丘11-1号線	サザンカ							1	
208	あけの平12-1号線	トウカエデ				142		4	142	通
211	鷹乃杜12-1	ナナマカド							30	
245	あけの平12-2号線	トウカエデ				43		4	43	通
331	明石台16-1号線	トチノキ				18		4	18	通
333	ひより台16-1号線	クロマツ			49			3	49	
334	ひより台12-1号線	イチョウ				96		4	96	通
335	ひより台12-2号線	クロマツ			17			3	17	
354	ひより台12-3号線	イチョウ					36	4	36	
387	熊谷小野線	ケヤキ		104				1	104	
388	富ヶ丘明石線	イチョウ			300			2	480	県道-穀田線
395	日吉台12-1号線	ユリノキ			41			3	41	
395	日吉台12-1号線	トウカエデ			78			4	78	通
396	日吉台12-2号線	カツラ				12		4	12	通
397	日吉台9-1	モチノキ							3	
398	日吉台9-2	ヤマボウシ							8	
399	日吉台9-3	モチノキ							14	
400	日吉台9-4	モチノキ							6	
460	宮沢根白石線	ケヤキ	391					1	391	
508	七北田西成田線	ケヤキ	222	381				1	603	
515	成田西部線	トウカエデ					209	4	209	
516	成田環状2号線	カエデ				93		4	93	通
517	成田環状1号線	ハルニレ					262	4	262	
518	成田中環状	エゴノキ				174		4	174	通
538	明石台25-1	ケヤキ	48					1	48	
539	明石台12-2号線	コブシ							44	
540	明石台12-3号線	コブシ							91	
593	富谷12-1号線	クロマツ			30			3	30	
594	富谷9-1	シラカシ					12	4	12	
595	成田18-1号線	カツラ			37			3	37	
596	成田18-2号線	ハクモクレン							61	
597	成田18-3号線	ケヤキ		16				1	16	
598	成田18-4号線	ケヤキ			38			1	38	
694	穀田三ノ関線	クロマツ、アカマツ			56			3	56	
696	清水仲9-1	ハナミズキ							31	
697	清水仲9-2	ハナミズキ							3	
705	総合運動公園線	マツ、ケヤキ			25			3	25	
705	総合運動公園線	ハクモクレン?							8	
721	穀田大沢	ケヤキ		157				1	157	
723	熊谷前河原	サザンカ							38	
724	杜乃橋9-1	その他							68	
734	上桜木13-2	ナナマカド							71	
754	上桜木13-1	ナナマカド							14	
755	大清水9-2	その他							15	
823	杜乃橋13-1	カツラ							27	
824	杜乃橋13-2	カツラ							15	
	52		661	658	671	578	519			

優先順の考え方

	樹種	路線	備考
1	ケヤキ	市道七北田西成田線外6路線	全国的に倒木・枯枝被害が多く、且つR8年度に市道七北田西成田線にて倒木事故発生。
2	イチョウ	市道富ヶ丘明石線	R7年度に市道七北田西成田線にて倒木事故発生。
3	ユリノキ・マツ	市道日吉台12-1号線外5路線	全国的に倒木・枯枝被害が多い。
4	その他		通学路、樹形が比較的大きいもの。

※樹形が比較的小さい樹木、コブシやハクモクレン等の毎年剪定を実施する樹木は街路樹（高木）点検の対象外とする。

図1 街路樹健全度調査 基本の流れ



(様式1)

[illegible]

(様式2)

点 検 カ ル テ

診断年月日:

診断者:

確認者:

基本 情報	路線名			樹種名			樹木番号		
	樹高	0.0 m		幹周	0.0 cm		枝張り	0.0 m	
活力 状況	樹勢	1(良い)・2(普通)・3(少し悪い)・4(悪い)・5(枯死)							
	樹形	1(良い)・2(普通)・3(少し悪い)・4(悪い)・5(かなり悪い)							
			枝1	枝2	枝3	枝4	枝5	枝6	
枝の 異常	発生位置(地上高)		0.0 m	0.0 m	0.0 m	0.0 m	0.0 m	0.0 m	
	病虫害	種名	無						
	枯れ枝・ぶら下がり枝		無	有	有	有	有	有	
	枝の異常		無	有	有	有	有	有	
	大枝分岐部の異常		無	有	有	有	有	有	
			幹1		発生高(m)	幹2		発生高(m)	
幹の 異常	病虫害	無	有 種名()			有 種名()			
	空洞	無	芯未達・芯達 比率()			芯未達・芯達 比率()			
	腐朽	無	有 比率()			有 比率()			
	鋼棒貫入	無	芯未達・芯達 深さ()			芯未達・芯達 深さ()			
	子実体	無	有 種名()			有 種名()			
	樹皮の欠損・枯死 要因	無	有 比率() 外傷・その他()			有 比率() 外傷・その他()			
	打診音異常	無	有 比率()			有 比率()			
	その他異常(亀裂、不完全結 合等)	無	具体的に記載						
			根元・根1		発生高(m)	根元・根2		発生高(m)	
根元・ 根の 異常	病虫害	無	有 種名()			有 種名()			
	空洞	無	芯未達・芯達 比率()			芯未達・芯達 比率()			
	腐朽	無	有 比率()			有 比率()			
	鋼棒貫入	無	芯未達・芯達 深さ()			芯未達・芯達 深さ()			
	子実体	無	有 種名()			有 種名()			
	樹皮の欠損・枯死 要因	無	有 比率() 外傷・その他()			有 比率() 外傷・その他()			
	打診音異常	無	有 比率()			有 比率()			
	ガードリングルート	無	有 1/2未満・1/2以上						
	露出根の被害	無	具体的に記載						
	その他異常(深植え・根の切断 等)	無	具体的に記載						
樹体の揺れ		無	小 ・ 中 ・ 大		傾斜	無	有→小・大 支柱対応: 可・不可		
交通 障害	建築限界	車道部: 4.5m以上・4.5m未満 → 枝・幹				歩道部: 2.5m以上・2.5m未満 → 枝・幹			
	視認・照明障害	視認障害: 無・有 → 枝・幹				照明照射障害: 無・有 → 枝・幹			
周辺状況		風衝撃の危険: 有 隣接樹木の被圧: 有 その他()							
特 記 事 項									

被害 状況 措置	部位	被害	具体的症状	緊急性	危険度ランク	推奨する措置
	枝	無・小・大				☐ 剪定 ☐ その他()
	幹	無・小・中・大				☐ 伐採 ☐ 経過観察
	根元・根	無・小・中・大				☐ その他()
	交通障害	無・有				☐ 剪定 ☐ 伐採
処置の留意点 想定される影響等						

令和8年度 富谷市高木街路樹点検業務 積算参考資料

(1)計画準備

(一式あたり)

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	備考
計画準備		0.5		0.5		第1号単価表

(2)簡易点検

(660本あたり)

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	備考
現地調査				7	7	第5号単価表
結果整理			1	2	4	第6号単価表

(3)報告書の作成

(一式あたり)

	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	備考
報告書作成		0.5	1	1	0.5	第3号単価表

(4)打合せ協議

(1業務あたり)

項目	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	備考
業務着手時						調査、計画業務 参照
成果品納入時						